



プロフェッショナル & パラレルキャリア フリーランス協会

会員向け保険制度のご案内

2023年10月以降版

小さな声を大きな声に!
フリーランスの声を発信

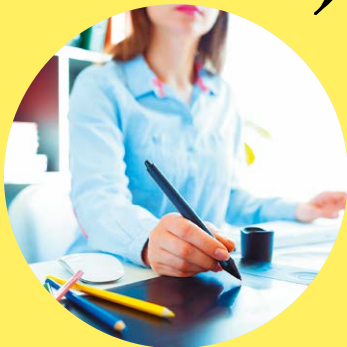
GOOD
JOY



独立、開業、副業!
自分の名前で
仕事をする人の
インフラ&コミュニティ



安心も、仲間も、
スキルアップも!



年会費1万円で

充実の「ベネフィットプラン」

HPで保険以外のベネフィットもチェック

LOOK



Enjoy your work!



NICE

誰もが自律的なキャリアを築ける世の中へ!



ある日突然、賠償事故が起きたら **あなたはどうしますか？**

特徴

- フリーランス特有の賠償リスクに備えた幅広い補償を実現**
- 身体障害や財物損壊を伴わない経済損失などの業務過誤による賠償も補償**
(情報漏えい、納品物の瑕疵、著作権侵害、偶然な事故による納期遅延が対象)
- フリーランスの賠償資力の確保を通して発注者・利用者にも安心を提供**

賠償責任補償

自動付帯

ベネフィットプラン



お支払例

業務遂行中の補償

- 自転車や配達中に通行人とぶつかり、ケガをさせてしまう。
- 育児代行等において、預かった子どもにケガをさせてしまう。
- 家事代行等において、食器等の家財・備品を壊してしまう。
- うっかり業務上知りえた個人情報を第三者に話してしまい、周囲に噂が広がってしまう。(人格権侵害)



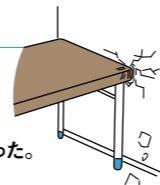
業務結果(PL責任)の補償

- 利用者に飲食物を提供した結果、食中毒が発生。
- 納品物に欠陥があり、第三者にケガをさせてしまう。



受託財物の補償

- 依頼先やコワーキングスペース等の借用施設の壁や設備を誤って壊してしまった。
- 預かっていた第三者の財物を誤って壊してしまった。



身体障害や財物損壊が発生しないような業務過誤の補償

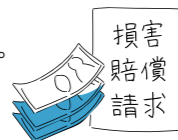
情報漏えい

- 納品したシステムに瑕疵があり、発注先の個人情報が流出した。
- フリーランスのパソコンがウイルスに感染し、企業情報が漏えいし、発注者に営業損失が発生。



著作権侵害

- 発注者へ納品した成果物が第三者の盗用にあたるとされ、第三者から損害賠償請求を受ける。
- 発注者へ納品した成果物が第三者の盗用であるとして、発注者に営業損失が発生。



納品物の瑕疵

- データ入力業務を受注したが、商品の発注数等の入力を誤ってしまったことによる営業損害額が発生。
- 納品したシステムに不具合が生じ、システムの使用不能期間の代替手段に要する費用が発注者に発生。



偶然な事故による納期遅延

- フリーランスの入院による納期遅延のため、発注者の業務開始が遅延し、発注者に営業損害が発生。
- フリーランスの職場が罹災し、納期に間に合わなかったため、発注者から損害賠償請求を受ける。



支払限度額

補償内容	①損害賠償金	②争訟費用	①+②	自己負担額
	一連の損害賠償請求あたりの支払限度額		期間中限度額	
業務遂行中の補償	1億円		無制限	0円(なし) ※期間中、初回は0円ですが、2回目以降は5万円となります。
業務結果(PL責任)の補償	1億円		10億円	
受託財物の補償	1,000万円		10億円	
業務過誤の補償 (情報漏えい、納品物の瑕疵、著作権侵害、偶然な事故による納期遅延)	1,000万円		10億円	

※当協会は、保険会社との保険契約に基づき、当協会の一般会員に対して補償を提供します。
※期間中限度額は、保険会社が補償内容ごとに支払う支払限度額であるため、業務遂行中の補償を除いて、当協会の一般会員に対する支払限度額は全ての一般会員を合算して10億円を限度に支払われます。

支払対象となる事故

フリーランス業務の遂行にあたり行った行為に起因して発生した偶然な事故

※フリーランス業務とは、一般会員が個人もしくは自ら代表を務める法人として行う業務をいい、他の法人に所属して行う業務を含みません。
※複数名のフリーランスが共同で行う業務や個人・法人を問わず複数名の役員・従業員が従事している企業の業務は、その業務に関わる全ての役員・従業員・フリーランスが一般会員となる必要があります。

補償対象期間について

フリーランスが当協会から入会を承認された月の翌月15日午後0時以降に発生した事故が補償対象となります。
なお、賠償補償の内容は、当協会と保険会社との保険契約に基づき確定するため、次年度(2024年8月15日午後4時)以降、変更になる可能性があります。

補償開始イメージ



(例)7月中に入会の場合、8月15日から補償開始

万一、事故が発生したら

損害賠償を負うと思われる事故が発生した場合は、当協会の会員ページへログインいただき、プレミアムベネフィット内の「賠償責任保険」をクリック

し、事故受付フォームボタンから申告をお願いします。その後、報告を受けた損保ジャパンがご連絡しますので、ご相談をいただきながらご自身で被害者との示談交渉を行うこととなります。事前に保険会社の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

※保険会社が被保険者の代わりに示談交渉を行うことはできません。

保険金がお支払いできない主な場合(免責事項)

- 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 以下の専門的職業行為に起因する賠償責任
 - 医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任
 - 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など
- 施設の新築、改築、修理、取りこわし、機械設備設置、内装、改装、造園、舞台設営業等またはその他の工事に起因する賠償責任
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の運行に起因する賠償責任
- 生産物または仕事のかきに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- 被保険者または被保険者の業務の補助者の犯罪行為または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任
- 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- 通常の業務の範囲でない行為に起因する賠償責任
- 業務の再遂行に要する費用に係る賠償責任
- 保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し損害賠償請求がなされることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任
- 予め設定した週及日(保険証券記載の週及日をいいます。)より前に生じた個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害
- サーバーに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する損害 など

報告していただく事項

- 事故発生の日時・場所
- 事故の原因・状況
- 被害を受けた方の住所・氏名 など

収入・ケガ ・介護の保険

任意加入

ベネフィットプラン



個別で加入されるより

- 所得補償 32.0% 割安! (団体割引20% 過去の損害率による割引15%)
- 親孝行サポート補償
- 介護サポート補償
- 認知症サポート補償
- 傷害補償 32.0% 割安! (団体割引20% 過去の損害率による割引15%)
- 長期所得補償 20.0% 割安! (団体割引20%)

特徴

1. ケガや病気による就業不能を補償
2. 医師の診査が不要で加入手続きが簡単
3. 団体割引等適用のため保険料が割安
4. 手間がかからない便利な自動更新方式
5. 健康・介護相談サービスを無料提供

フリーランスの社会保障を補完する幅広い補償です。

最長70歳までの補償

ケガや病気で働けなくなった場合、喪失する所得を保険金として受け取れる保険です。補償期間はご自身の備えに応じて1年間～70歳満了のプランから選択できます。
※医師の診断書による認定が必要です。

365日・24時間補償

お仕事はもちろん、日常生活や旅行中のケガ・病気にいたるまで国内・海外を問わず365日・24時間補償されます。

天災によるケガも補償

国内・海外を問わず、地震・噴火またはこれらによる津波など天災によるケガで働けなくなった場合も保険金をお支払いします。

お申込方法

- 1 まずはお気軽に資料請求を!
<https://www.freelance-jp.org/benefits#disability>
- 2 送付される専用紙にご記入後、郵送にてお申し込み

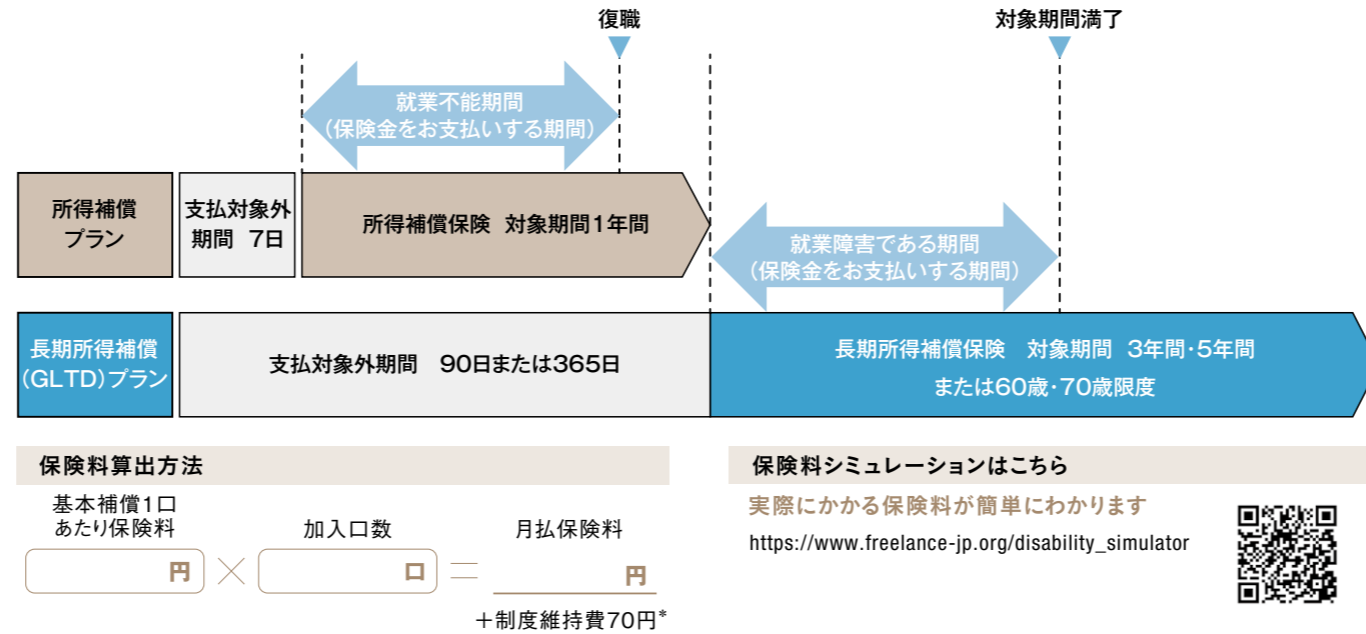


毎月
15日締切

※中途加入の場合は、締切日の翌月1日午前0時～2024年10月1日午後4時まで補償
※土日祝日の場合は前営業日

所得補償プラン(所得補償保険)

保険期間中に病気・ケガで就業不能になり、その期間が支払対象外期間7日を超えた場合に、就業不能期間1か月につき、ご契約の保険金額を1年間を限度としてお支払いします。



長期所得補償(GLTD)プラン

保険期間中に病気・ケガで就業障害になり、その期間が支払対象外期間を超えた場合に、

就業障害である期間1か月につき、就業障害によって発生した収入の減少分をご契約の保険金額を限度として対象期間の満了までお支払いします。

保険料算出方法: 基本補償1口あたり保険料 × 加入口数 = 月払保険料 + 制度維持費70円*

例: 972円 × 6口 = 5,832円 + 70円*

職種級別: 2級 女性
平均月間所得: 40万円
G22型に加入

※加入口数は、ご加入直前12か月における所得の平均月間所得額の85%の範囲内で加入口数を決定してください。

保険期間1年・支払対象外期間7日・天災危険補償特約セット
【基本補償】保険金額1口1万円・対象期間1年・団体割引20%・過去の損害率による割引15%

加入タイプ	1口(保険金額1万円)あたり 基本補償月額保険料		
	1級 事務職、営業職、 管理職 等	2級 料理人、美・理容師、 柔道整復師 等	3級 自動車運転者、 自動車整備士、大工 等
満年齢	月払保険料	月払保険料	月払保険料
満15-19歳	37円	43円	50円
満20-24歳	54円	62円	73円
満25-29歳	61円	70円	82円
満30-34歳	75円	86円	102円
満35-39歳	94円	108円	127円
満40-44歳	117円	134円	158円
満45-49歳	140円	161円	188円
満50-54歳	162円	186円	219円
満55-59歳	173円	199円	233円
満60-64歳	182円	210円	246円
満65-69歳	273円	314円	368円

保険期間1年・天災危険補償特約セット・精神障害補償特約セット
【基本補償】保険金額1口5万円・団体割引20%

支払対象外期間365日タイプ	保険金月額1口(5万円)あたりの月払保険料								
	対象期間	70歳満了		60歳満了		3年間		5年間	
加入型		G21		G22		G23		G24	
性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
満15-24歳		402円	276円	385円	258円	100円	59円	139円	81円
満25-29歳		420円	362円	397円	333円	106円	76円	152円	110円
満30-34歳		469円	496円	429円	438円	115円	107円	167円	159円
満35-39歳		592円	748円	518円	634円	147円	166円	215円	246円
満40-44歳		914円	1,247円	743円	972円	234円	281円	348円	424円
満45-49歳		1,413円	1,904円	996円	1,288円	379円	465円	567円	705円
満50-54歳		2,242円	2,796円	1,162円	1,386円	665円	774円	1,008円	1,191円
満55-59歳		3,162円	3,471円	1,157円	1,220円	1,157円	1,220円	1,768円	1,883円
満60-64歳		3,594円	3,403円	-	-	2,001円	1,872円	3,097円	2,923円
満65-69歳		3,061円	2,603円	-	-	3,061円	2,603円	4,734円	4,071円

*月払保険料に制度維持費(税込み)70円が加算されます。制度維持費は

引き落とし口座を同じくする加入者ごとに加算され、事務手続き費用等に使用されます。

傷害補償プラン(傷害総合保険)

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合等に、ご契約の保険金をお支払いします。

- ☐ ケガによる死亡、入院、通院を幅広く補償!
- ☐ 1日の入院でもお支払い! しかも入院は1,000日まで!
- ☐ ケガによる寝たきり(要介護状態)は要介護状態であるかぎり終身補償!

保険期間:1年、天災危険補償特約セット
(団体割引20%・過去の損害率による割引15%)

コース名	個人型24時間補償						
加入タイプ	PA(1口)	PB(1口)	PA(2口)	PB(2口)	PA(3口)	PB(3口)	
職種級別	A級	B級	A級	B級	A級	B級	
本人	死亡・後遺障害	170万円	70万円	340万円	140万円	510万円	210万円
	入院(日額)	4,000円	3,000円	8,000円	6,000円	12,000円	9,000円
	通院(日額)	2,000円	1,500円	4,000円	3,000円	6,000円	4,500円
	介護(年額)	100万円	100万円	200万円	200万円	300万円	300万円
月払保険料	1,000円		2,000円		3,000円		

(手術保険金)入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍



仕事中に事故で死亡 機械にはさまれて入院



階段から落ちて通院 車にはねられて介護状態

● 職種級別表
補償内容は被保険者の職種級別によって異なります。

A級	B級
右記以外	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手、プロボクサー、プロレスラー、カ士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等についてはお引き受けできません。

報酬トラブル 弁護士費用保険

『フリーガル』

自動付帯

ベネフィットプラン



こんなトラブルはありませんか?

請求書を送ったものの、支払期日までに報酬が支払われない。

成果物に対して意図的に完成を認めず、途中で契約が解除される。

特徴

1. 報酬トラブル時の弁護士費用を補償
2. 円満な解決へ向けてコンシェル*がサポート
3. トラブルの予防についてもアドバイス
4. 加入手続きはWEB完結。

お申込方法

1 まずは一般会員への加入手続きを

2 専用のWeb申込画面から申込

<https://www.freelance-jp.org/benefits#flegal>



追加発注を受けた成果物に対して、報酬を支払ってもらえない。

請求金額に比べて、不当に低い金額にて報酬が支払われる。

親孝行サポートプラン・介護サポートプラン・認知症サポートプラン

(医療保険基本特約・介護一時金支払特約・親孝行一時金支払特約・軽度認知障害等一時金支払特約セット団体総合保険)

基本補償

1. 親孝行サポートプラン

被保険者である親が公的介護保険制度における要介護状態区分の要介護2から5に認定され、その状態が90日を超えて継続した場合、この特約の被保険者である親に一時金をお支払いします。

2. 介護サポートプラン

被保険者本人が公的介護保険制度における要介護2から5相当に該当され所定の介護状態が90日を超えて継続した場合、被保険者に一時金をお支払いします。

3. 認知症サポートプラン

被保険者本人が軽度認知障害(MCI)または認知症と診断確定されたとき、一時金をお支払いします。

各プランの違い

	親孝行サポートプラン	介護サポートプラン	認知症サポートプラン
特約名	親孝行一時金支払特約	介護一時金支払特約	軽度認知障害等一時金支払特約
補償対象者	会員事業者の役員または配偶者の親	会員事業者の役員・配偶者	
支払対象	要介護2から5(公的介護連動)	要介護2から5相当*	軽度認知障害または認知症
引受年齢	40歳以上79歳以下	69歳以下	69歳以下
被保険者の告知	別居の両親は代理告知が可能	本人の告知のみ	本人の告知のみ

※損保ジャパンが定める所定の要介護状態、または公的介護保険の要介護2から5認定の場合に支払い対象となります。

● ご加入タイプ 保険期間1年・支払対象外期間90日・団体割引20%・過去の損害率による割引15%

親孝行サポートプラン				介護サポートプラン				認知症サポートプラン			
保険金額	100万円	200万円	300万円	保険金額	100万円	200万円	300万円	保険金額	10万円	20万円	30万円
加入型	OK1	OK2	OK3	加入型	HK1	HK2	HK3	加入型	NS1	NS2	NS3
満40~44歳	20円	30円	40円	満15~39歳	10円	20円	20円	満15~39歳	140円	280円	420円
満45~49歳	30円	50円	80円	満40~44歳	20円	30円	50円	満40~44歳	140円	280円	420円
満50~54歳	50円	100円	150円	満45~49歳	40円	80円	120円	満45~49歳	140円	280円	420円
満55~59歳	100円	200円	300円	満50~54歳	80円	150円	230円	満50~54歳	140円	280円	420円
満60~64歳	210円	420円	620円	満55~59歳	160円	320円	470円	満55~59歳	190円	380円	570円
満65~69歳	450円	900円	1,350円	満60~64歳	320円	630円	940円	満60~64歳	250円	490円	740円
満70~74歳	960円	1,910円	2,870円	満65~69歳	540円	1,070円	1,610円	満65~69歳	370円	730円	1,090円
満75~79歳	2,010円	4,010円	6,010円								



まずは、電話で相談

フリーランスが業務において報酬トラブルが発生しないよう事前相談や報酬トラブルが発生した場合における一般的な法律相談を行うことができます。



弁護士をご紹介

報酬トラブルについて電話相談後、当事者間で解決ができない場合は、損保ジャパンより日弁連リーガル・アクセス・センターを通じて弁護士を紹介いたします。

まずは「コンシェル」にご連絡ください。



保険金をお支払い

損保ジャパンの承諾のもと弁護士対応を行う場合に、かかった弁護士費用について保険金額を限度として保険金をお支払いします。

*コンシェルについて

- 電話オペレーターと弁護士が常駐する相談窓口です。
 - コンシェル常駐の弁護士からは一般的な法律相談や法制度上の助言をいたします。(個別具体的に法的な助言は行いません。)
 - コンシェル常駐の弁護士との1回の相談時間の目安は15分とさせていただきます。
 - 受付時間は平日の午前10時から午後6時まで(年末年始は休業)
- ※日本国内からの入電に限ります。

お支払いする保険金

弁護士費用

相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用、その他弁護士が委任事務処理を行ううえで必要な費用

トラブル発生時に限らずご連絡ください!

業務締結時などにも一般的な法律上のアドバイスをさせていただきます。



年間保険料

【自動付帯】※申込不要

補償対象期間1年、自動更新

年間保険料	保険金額	自己負担額
0円	70万円 (1事故・保険期間中)	0円

一般会員入会の流れ

会員登録は、簡単手続きで完了! 充実の「ベネフィットプラン」をぜひ活用して。

入会条件

- ・フリーランスとして働いている方*1
- ・法人成りした会社経営者*2
- ・パラレルキャリアで兼業・副業をしている会社員の方
- ・フリーランスやパラレルキャリアを目指すすべての方

*1 個人事業主、それ以外など、就労形態は問いません。

*2 アルバイトを含む雇用者が5名以内

※資格や職種、ご経歴、開業届の提出有無、国籍を問わずどなたでもご入会いただけますが、なりすまし等を防ぐために本人確認審査を実施させていただいております。
※自動付帯の賠償責任保険及びフリーガルは、フリーランスとして行った業務が対象であり、法人名義で契約した場合は、雇用者全員が一般会員であることが保険適用の前提条件となります。

年会費
1万円

1カ月あたり約833円!

入会手続き

STEP

1 無料アカウント取得

任意のメールアドレス(またはGoogleアカウント)で無料アカウントを取得。フリーランスDBの検索や、イベント情報満載のメルマガを受信できるほか、無料会員対象の優待を利用できます。

STEP

2 入会申込

無料アカウントにログイン後、一般会員の入会フォームよりお申込み。本人確認のため身分証の画像をアップロードし、クレジットカード又はデビットカードをご登録ください。銀行振込もお選びいただけます(2019年12月より)。

STEP

3 審査・決済

申込情報とお預かりした身分証の画像をもとに、2営業日以内に事務局にて本人確認審査を実施。審査完了後、初年度年会費がカード決済されます。銀行振込の方は、ご案内の期日までにお振込ください。

STEP

4 入会承認・利用開始

審査および決済が無事完了された方へ、入会承認メールで会員IDをご案内します。フリーランスDBへのプロフィール登録、多彩な優待が利用開始できます。※賠償責任補償とWELBOXのみ、入会翌月の15日から利用開始となります。

特典について

会員になった方はもちろん、フリーランス賠償責任補償、弁護士費用保険、福利厚生サービス「WELBOX」が自動付帯となります。また、収入・ケガ・介護の保険(任意加入)、会計サービス、税務相談サービス、コワーキングスペース、格安WiFiプラン、限定Zoomライセンス、カウンセリング、家事代行などの特別優待が受けられます。ベネフィットプランの特典は、今後とも拡充を続けてまいります。

自動付帯サービスは
入会承認日の
翌月15日から
利用可能!

Join us!!

自律的にキャリアを築ける土壌をつくり、 多様で柔軟な働き方を体現できる社会へ!

ライフイベントやキャリアステージに応じて、多様な働き方を行ったり来たりしながら、誰もが自律的にキャリアを築ける世の中にしていきたい。そんな想いから2017年1月、フリーランス協会は誕生しました。私たちがめざすのは、フリーランスによる、フリーランスのための、オープンでゆるやかなつながりを持ったネットワークです。一人ひとりとは独立した小さな存在でも、みんなで集まれば、さまざまなコラボレーションが生まれ、社会に対して声を届けやすくなります。誰もが自分らしい働き方を選択できる社会を実現するために、ぜひ一緒に、大きなムーブメントをつくっていきましょう!



事務局メンバーでの合宿の一コマ。得意分野を持ち寄り、さまざまなプロジェクトを推進しています。



入会手続き等に関するお問い合わせ先

一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会
<https://www.freelance-jp.org/contact>

このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、協会の問い合わせフォームを通して、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

follow me!!



<https://www.facebook.com/freelance.jp.org>



https://twitter.com/freelance_jp

【お問い合わせ先】取扱代理店

一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会
〒104-0031 東京都中央区京橋2-13-10 京橋MIDビル4階
お問い合わせフォーム: <https://www.freelance-jp.org/inquiries/insurance>



引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
北東京支店 法人支社
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル(6F)
TEL:03-3349-8063 FAX:03-3349-8059

SJ23-08124(2023年9月27日作成)